

項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成28年 6月10日

大阪市長 吉 村 洋 文

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④変更年月日

①登里 嘉之 ②(旧)：住吉山下鍼灸院 (新)：住吉のぼり鍼灸院 ③大阪
市住吉区上住吉1丁目1番5号 ④平成28年 4月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第854号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成28年 6月10日

大阪市長 吉 村 洋 文

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日

①山下 慎一郎 ②にこにこ整骨院 ③大阪市生野区巽中1丁目21番23号 ④
平成28年 3月31日

①春田 剛志 ②整接骨院 ③大阪市平野区加美西1丁目18番22号 ④平成28
年 4月25日

①篠原 歩 ②さくら鍼灸院 ③大阪市中央区島之内2丁目7番3号 ④平成
28年 4月5日

①柳瀬 徳幸 ②大池橋鍼灸院 ③大阪市生野区中川6丁目10番13号 ④平成
28年 4月1日

①松尾 康史 ②まつお鍼灸院 ③大阪市阿倍野区阪南町3丁目33番1号 ④
平成27年11月30日

①荒川 昇吾 ②姫松鍼灸院 ③大阪市住之江区御崎1丁目6番8号 ④平成
28年 3月11日

①山下 純一 ②はる鍼灸院 ③大阪市東住吉区照ヶ丘矢田3丁目6番22号
④平成28年 4月1日

①春田 剛志 ②メディケア平野はりきゅうあんま療養部 ③大阪市平野区加
美西1丁目18番22号 ④平成28年 4月25日

①本郷 勝也 ②あいの訪問マッサージサービス ③大阪市東住吉区田辺 1 丁目 9 番12号 ④平成28年 4 月14日

①佐々木 挙 ②リーヴマッサージ治療院 ③大阪市平野区平野南 1 丁目 5 番25号 ④平成28年 4 月14日

①山中 秀次 ②リーヴマッサージ治療院 ③大阪市平野区平野南 1 丁目 5 番25号 ④平成28年 4 月14日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第855号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2 項の規定に基づき、平成25年大阪市告示第265号で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。ただし、平成25年大阪市告示第1631号、平成26年大阪市告示第164号、平成26年大阪市告示第362号、平成26年大阪市告示第1227号及び平成28年大阪市告示第415号で指定解除した区域を除く。）の一部の指定を解除する。

なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

平成28年 6 月10日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 指定を一部解除する形質変更時要届出区域

別図のとおり

（大阪市城東区野江三丁目130番+129番 5、229番、496番 3、883番 2 の各一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

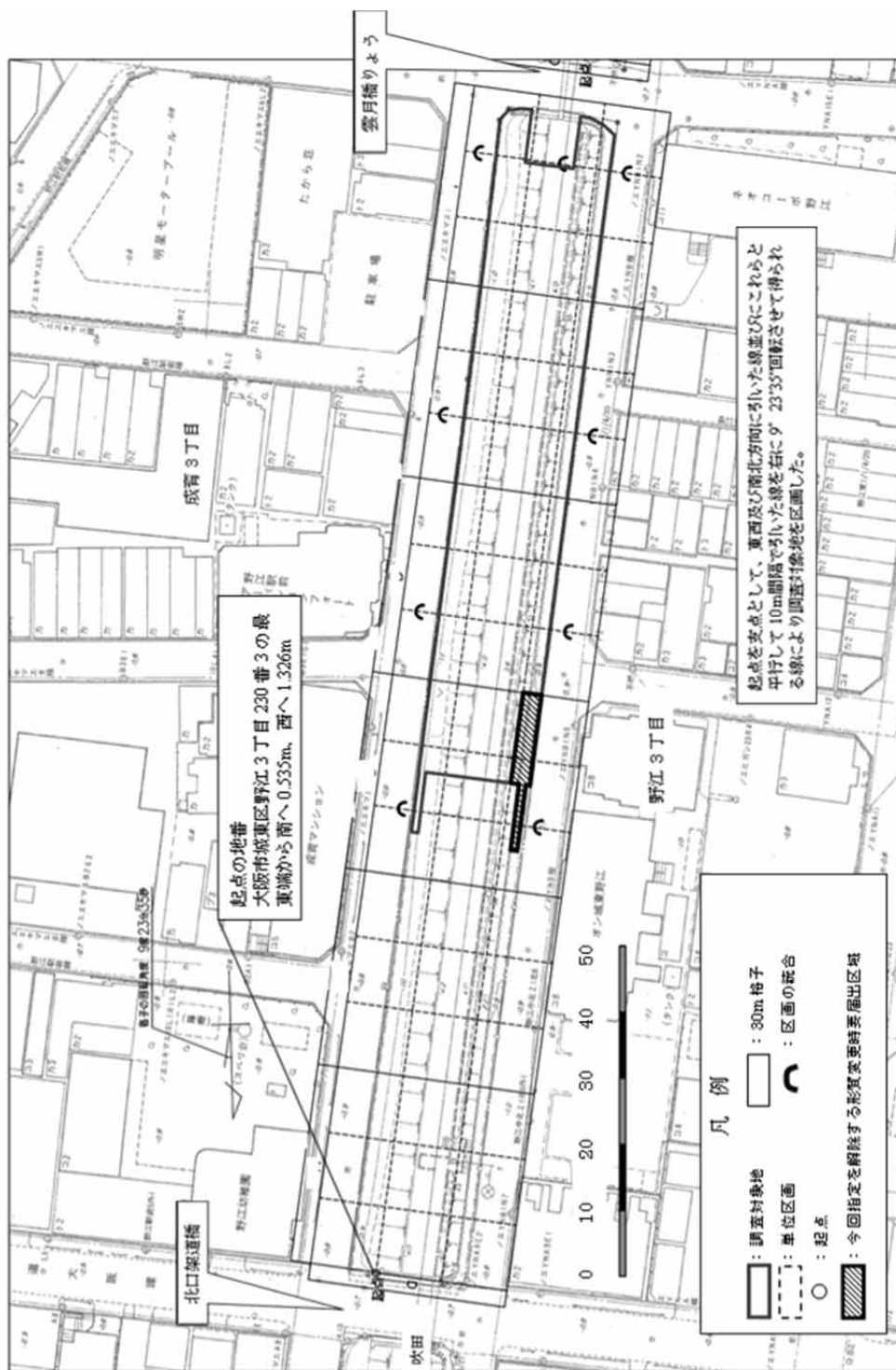
3 土壤汚染対策法施行規則第31条第 2 項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

4 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去

別図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第856号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公

告する。

平成28年 6 月10日

大阪市長 吉 村 洋 文

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成28年 6 月24日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
自動二輪車 (ホンダ 緑色)	此花区四貫島 2 丁目 4 番先

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第857号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年 6 月10日

大阪市長 吉 村 洋 文

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成28年 6 月24日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
大 阪 枚 岡 奈 良 線	中 央 区 高 津 2 丁 目 6 番 先	段ボール等
大 阪 八 尾 線	西 区 北 堀 江 1 丁 目 8 番 先	衣装ケース
九 条 高 津 第 2 号 線	西 区 境 川 1 丁 目 5 番 先	看板
港 区 第 1 3 3 号 線	港 区 磯 路 2 丁 目 6 番 先	看板

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第858号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第 5 条第 1 項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったが、その概要は、次の 1 のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次の 2 のとおり縦覧に供

する。

平成28年 6月10日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 申請の概要

(1) 申請者の住所・氏名（法人にあっては所在地・名称・代表者氏名）

大阪市淀川区東三国 3 丁目12番10号

森田化学工業株式会社 神崎川事業所

神崎川事業所長 石田 彰一

(2) 事業所の所在地・名称

大阪市淀川区東三国 3 丁目12番10号

森田化学工業株式会社 神崎川事業所

(3) 特定施設の設置に関する事項

別表 1 のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

今回の申請には、汚水等の処理施設に係る事項の変更はない

(5) 排出水の水質及び水量

別表 2 のとおり

別表 1 特定施設の設置に関する事項

種類				第27号 ヌ 廃ガス洗浄施設		第27号 ヌ 廃ガス洗浄施設		第27号 イ ろ過施設	
能力				風量：120m ³ /min		風量：120m ³ /min		ろ過面積：1.2m ³	
使用時間間隔 1日当たりの使用時間 及び季節的変動の有無				8時から翌朝8時 連続24時間/日 季節的変動なし		8時から翌朝8時 連続24時間/日 季節的変動なし		8時から翌朝8時 連続24時間/日 季節的変動なし	
工事着手予定年月日				許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに	
工事完成予定年月日				着工後30日		着工後30日		着工後30日	
使用開始年月日				完成後直ちに		完成後直ちに		完成後直ちに	
使用 の 方 法	汚 水 等 の 汚 染 状 態	項目	単位	通常	最大	通常	最大	通常	最大
		水素イオン 濃度 (pH)		1	1	1	1	1	1
		生物化学的 酸素要求量 (BOD)	mg/L	—	—	—	—	—	—
		化学的酸素 要求量 (COD)	mg/L	—	—	—	—	—	—

浮遊物質量 (SS)	mg/L	—	—	—	—	—	—
ふっ素及び その化合物 (F)	mg/L	10,000	11,300	71,000	78,100	52,000	60,666
ほう素及び その化合物 (B)	mg/L	—	—	—	—	7,400	8,633
汚水等の量	m ³ / 日	1.77	2	1	1.1	0.06	0.07

別表 2 排出水の水質及び水量

排水口		No. A	
項目	単位	通常	最大
水素イオン濃度 (pH)		6.5～7.5	6.5～8.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	7.0	12
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	7.7	8.9
浮遊物質量 (SS)	mg/L	5.0	18
りん含有量 (T-P)	mg/L	0.50	0.70
ふっ素及びその化合物 (F)	mg/L	6.5	8.0
ほう素及びその化合物 (B)	mg/L	8.0	10.0
窒素含有量 (T-N)	mg/L	26.0	32.5
鉛及びその化合物 (Pb)	mg/L	0.01	0.05
硝酸性窒素及びその化合物 (NO ₃ -N)	mg/L	6.1	6.2
排水量	m ³ /日	1,000	1,500

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間

平成28年 6月10日から平成28年 7月 1日まで

(2) 場 所

大阪市建設局下水道河川部水環境課水質管理担当

大阪市住之江区南港北 2丁目 1番10号 A T Cビル I T M棟 6階

TEL 06-6615-7526

(建設局下水道河川部水環境課水質管理担当)

大阪市告示第859号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったが、その概要は、次の1のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次の2のとおり縦覧に供する。

平成28年 6 月10日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者氏名

新日鐵住金株式会社

東京都千代田区丸の内2丁目6番1号

代表取締役社長 進藤 孝生

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

新日鐵住金株式会社 交通産機品事業部 製鋼所

大阪市此花区島屋5丁目1番109号

(3) 特定施設の種類

ア 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）

第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設

イ 基数 1基

(4) 特定施設の構造に関する事項

ア 特定施設の構造

別表1のとおり

イ 特定施設に係る工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

(5) 特定施設の使用の方法に関する事項

ア 特定施設の使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要

別表1のとおり

イ 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の1日当たりの通常値及び最大値

別表1のとおり

(6) 汚水等の処理の方法に関する事項

ア 汚水等の処理施設に係る工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表2のとおり

イ 汚水等の処理施設の種類、能力、汚水等の処理の方式

別表2のとおり

ウ 汚水等の処理施設の使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

別表2のとおり

エ 汚水等の処理施設の使用時における処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の1日当たりの通常値

及び最大の量

別表2のとおり

(7) 排出水の量

別表3のとおり

(8) 排出水の汚染状態

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間

平成28年 6月10日から平成28年 7月 1日まで

(2) 場 所

大阪市建設局下水道河川部水環境課水質管理担当

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T Cビル I T M棟 6階

TEL 06 - 6615 - 7525

別表1 特定施設に関する事項

種類				第65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設	
基数				1 基	
構造				鋼製 (SS400) W2700×D800×H544 1175 L 金型寸法 (mm) 小型 L1050×W300×H250 大型 L2200×W500×H390 60パーツ/月	
本体材質 主要寸法 (mm) タンク容量(L) 能力					
工事着手予定年月日				許可後すぐ	
工事完成予定年月日				着工後30日	
使用開始年月日				完成後	
使用時間間隔 1日あたりの使用時間 並びに季節的変動の有無				9時から19時 22時から8時 20時間／日 季節的変動なし	
使用の方法	汚染状態の	項目	単位	通常	最大
		pH		3.4	3.4
		SS	mg/L	11000	11000
	汚水等の量 (単位m ³ ／月)			2.6	2.6

別表2 汚水等の処理施設に関する事項

使用開始年月日			昭和47年 7 月15日				昭和48年 5 月15日			
種類			北排水処理場				南排水処理場			
能力			15,840m ³ ／日				20,000m ³ ／日			
汚水等の処理の方式			凝集沈殿ろ過方式				凝集沈殿ろ過方式			
使用時間間隔及び一日当りの使用時間			連続24時間				連続24時間			
使用時における汚水等の状態	処理の前後		処理前		処理後		処理前		処理後	
	項目	単位	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	pH		6.5～	6.5～	6.5～	6.5～	6.5～	6.5～	6.5～	6.5～
			7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
	BOD	mg/L	9.0	18	3.0	10	22	35	3.1	10
	COD	mg/L	27.2	35	7.2	10	18	23.5	3.8	10
	SS	mg/L	30	78	7	40	34	80	2.1	40
	T-P	mg/L	4.0	5.0	0.01	0.02	4.5	8.0	0.01	0.02
	T-N	mg/L	2.0	4.5	1.3	2.5	4.0	6.0	2.0	3.0
	n-Hex	mg/L	18	25	1.0	3.0	20	35	1.0	3.0
F	mg/L	0.3	0.5	0.3	0.5	0.5	0.8	0.5	0.8	
			通常		最大		通常		最大	
汚水等の量		m ³ ／日	3,900		7,750		3,800		8,276	

別表3 排出水の量及び汚染状態

排水口		No. 2		No. 8		No. 6, 7, 9
項目	単位	通常	最大	通常	最大	雨水専用
排水量	m ³ /日	3,900	7,750	3,800	8,276	
pH		6.5～7.5	6.5～7.5	6.5～7.5	6.5～7.5	
BOD	mg/L	3.0	10	3.1	10	
COD	mg/L	7.2	10	3.8	10	
SS	mg/L	7	40	2.1	40	
n-Hex	mg/L	1.0	3.0	1.0	3.0	
T-P	mg/L	0.01	0.02	0.01	0.02	
T-N	mg/L	1.3	2.5	2.0	3.0	
NO ₂ -N及び NO ₃ -N	mg/L	1.3	2.5	2.0	3.0	
F	mg/L	0.3	0.5	0.5	0.8	

(建設局下水道河川部水環境課水質管理担当)

大阪市告示第860号

次のとおり落札者等について公示する。

平成28年 6月10日

大阪市長 吉 村 洋 文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎消防局総務部総務課（大阪市西区九条南 1 丁目12番54号）

①消防情報システム保守業務委託 ②随意 ③28. 4. 1 ④富士通株式会社
大阪府中央区城見 2 丁目 2 番 6 号 ⑤103, 140, 000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項(d)

（消防局総務部総務課）

**大阪市告示第861号**

次のとおり落札者等について公示する。

平成28年 6月10日

大阪市長 吉 村 洋 文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦
随意契約の場合はその理由

◎教育委員会事務局総務部教育政策課（大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪府役所 3 階）

①府費負担教職員の給与負担等の権限移譲にかかる教職員勤務情報システム改修業務委託 ②随意 ③28. 4. 1 ④アマノ(株)大阪支店 大阪市西区立売堀 1 丁目 6 番17号 ⑤45, 705, 600円 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

①校園ネットワーク業務システム（旧：学校財務会計システム拡充開発等）保守・運用支援業務委託 ②随意 ③28. 4. 1 ④富士通(株)関西支社 大阪府中央区城見 2 丁目 2 番 6 号 ⑤96, 473, 700円 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

①平成28年度教職員情報システム保守・運用支援業務委託 ②随意 ③28. 4. 1 ④T I S(株) 大阪府北区堂島浜 1 丁目 2 番 1 号 ⑤54, 127, 915円

⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

①教育用コンピュータ機器一式借入（東・南・北ブロック及び友渕小学校（分校））2回目再リース保守業務委託 ②随意 ③28. 4. 1 ④(株)ライオン事務器 大阪府東大阪市長田中3丁目5番44号 ⑤36,234,216円 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

（教育委員会事務局総務部教育政策課）

大阪市水道局告示第28号

次のとおり落札者等について公示する。

平成28年 6月10日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎水道局総務部管財課（大阪市住之江区南港北2丁目1番10号）

①平成28～31年度営業所オンラインシステム運用支援業務委託 一式 ②一般 ③28. 5. 24 ④NECフィールディング(株) 大阪市中央区城見1-4-24 ⑤73,182,300円 ⑥28. 3. 18

（水道局総務部管財課）

大阪市教育委員会告示第16号

大阪市立自然史博物館について、大阪市立自然史博物館条例（昭和49年大阪市条例第39号）第14条第3項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額を承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年 6月10日

大阪市教育委員会教育長

山本 晋次

1 対象施設名 大阪市立自然史博物館

2 利用料金

○特別展「氷河時代－化石でたどる日本の気候変動－」

開催期間：平成28年 7月16日（土）から同年10月16日（日）まで

区 分	観覧料	団体観覧料 (30人以上)	団体観覧料 (50人以上)	団体観覧料 (100人以上)
高等学校、高等専門学校、 大学及びこれらに準ずる 教育施設に在学する者	300円	270円	240円	210円
その他の者	500円	450円	400円	350円

区 分	フリーパス観覧料	割引券提示 観覧料	ワークシート 提示観覧料
高等学校、高等専門学校、 大学及びこれらに準ずる 教育施設に在学する者	600円	200円	200円
その他の者	1,000円	400円	—

区 分	共通観覧料 (特別展＋常設展示)
高等学校、高等専門学校、 大学及びこれらに準ずる 教育施設に在学する者	400円 特別展分：200円 常設展分：200円
その他の者	700円 特別展分：400円 常設展分：300円

※ 中学生以下の者、大阪市内在住の65歳以上の者及び障がい者手帳等の交付を受けている者（同伴者1名を含む）は無料

※ 主催者の判断や連携団体との協議等により、上記料金以外に割引を行う場合がある

3 実施日

平成28年 7月16日（土）から同年10月16日（日）まで

（経済戦略局文化部文化課）

大阪市教育委員会告示第17号

大阪市立自然史博物館は、大阪市立自然史博物館条例（昭和49年大阪市条例第39号）第5条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館を承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年 6月10日

大阪市教育局教育長

山本 晋次

施設名	月 日	供用時間
大阪市立自然史博物館	平成28年 8 月 15 日（月）	午前 9 時 30 分から 午後 5 時まで

（経済戦略局文化部文化課）

大阪市教育局告示第18号

大阪市立東洋陶磁美術館は、大阪市立東洋陶磁美術館条例（昭和57年大阪市条例第48号）第6条第2項により読み替えられた第5条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更を承認したので、第6条第2項の規定により読み替えられた第5条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年 6 月 10 日

大阪市教育局教育長

山本 晋次

施設名	月 日	供用時間
大阪市立東洋陶磁美術館	平成28年12月16日（金）から 同月25日（日）まで	午前 9 時 30 分から 午後 7 時まで

（経済戦略局文化部文化課）

公 告

大阪市人事委員会公告第 9 号

大阪市教職員組合（登録番号第 6 号）からの法人となる旨の申し出により、職員団体登録簿の登録事項を次のとおり変更したので、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成28年 6 月 10 日

大 阪 市 人 事 委 員 会

委 員 長 西 村 捷 三

- 1 職員団体登録簿中第3項（職員団体が法人であるときは、その旨）を次のとおり変更した。

「法人」

- 2 登録年月日

平成28年 5 月 30 日

（行政委員会事務局任用調査部調査課）

正

誤

大阪市公報第5486号（平成22年 7 月16日）正誤表

ページ	行	誤	正
4	16	介護保険法第18条	介護保険法第18条に規定する

大 阪 市 公 報 第 5774 号 （ 平 成 28 年 6 月 3 日 ） 正 誤 表

ページ	行	誤	正
5	17	規則第 号	規則第118号